令和４年３月 14 日

養父市議会議長　西　田　雄　一　様

生活環境常任委員会
委員長　植　村　和　好

委員会審査報告書

令和４年２月 28 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

１　審査年月日
令和４年３月２日（水）

２　審査結果

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第 18 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 19 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 20 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 21 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 22 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 23 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 24 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 25 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第 26 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 27 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 28 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 29 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 30 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

（別紙）

生活環境常任委員会　審査内容等報告書

議案第 18 号から議案第 23 号まで　市道路線の廃止について
議案第 24 号から議案第 30 号まで　市道路線の認定について

【質疑】市道認定の場合は基準や要綱が定められているが、廃止についての基準や要綱はあるのか。また、認定及び廃止については地元との協議、確認のもとで判断しているのか。

【答弁】路線の廃止については、利用頻度等に応じて個別に判断しており、一律に決めていくべきものでないとしている。地元代表者及び関係者との協議を行い合意のもとで進めている。

【質疑】廃止した路線は、地元の要望等があったのか。元々の市道を認定したのはなぜか。

【答弁】廃止の場合は、地元と協議し合意を得て廃止している。今回は、積年の地元要望の事業（県バイパス事業）完成に伴い、市道の起点または終点が変更となる路線について、一旦廃止のうえ新たに認定するものである。